

弥富市物品の買入れ等業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市が発注する物品の買入れ等について、弥富市工事等指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）における指名競争入札の入札者及び随意契約の見積者の選定の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(発注業務の種類)

第2条 発注業務の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物等の修繕、製造の請負
- (2) 物品の買入れ、印刷製本
- (3) 物品の借入れ
- (4) 物品の修繕、役務の提供、委託業務（建設工事に関する設計、監理、調査、測量等の委託を除く。）

(選定基準)

第3条 業者を選定しようとするときは、入札参加資格者名簿に登載された発注業務の業種区分に対応する業者でなければならない。

(指名業者数)

第4条 各発注業務の指名業者数は、別表のとおりとする。

(選定の内申)

第5条 業者の指名選定は、事業担当課長の内申に基づき行うものとする。

(随意契約業者の選定)

第6条 随意契約の見積者の選定は、事業担当課長の内申に基づき、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適切に行うものとする。

(指名停止)

第7条 不誠実な行為をした業者があるときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は、委員会で決定するものとする。

2 前項の場合において、不誠実な行為を知ったときは、委員会で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 弥富町物品購入等業者選定要領(昭和57年5月27日)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

発注業務の種類	予定価格の範囲	指名業者数
1 建築物等の修繕、製造の請負	500万円を超えるもの	7業者以上
	200万円を超え500万円以下のもの	6業者以上
	130万円を超え200万円以下のもの	5業者以上
2 物品の買入れ、印刷製本	500万円を超えるもの	7業者以上
	200万円を超え500万円以下のもの	6業者以上
	80万円を超え200万円以下のもの	5業者以上
3 物品の借入れ	500万円を超えるもの	7業者以上
	200万円を超え500万円以下のもの	6業者以上
	40万円を超え200万円以下のもの	5業者以上
4 物品の修繕、役務の提供、委託業務（建設工事に関する設計、監理、調査、測量等の委託を除く。）	500万円を超えるもの	7業者以上
	200万円を超え500万円以下のもの	6業者以上
	50万円を超え200万円以下のもの	5業者以上

備考 発注する業務の業種区分などによってこの表により難しい場合は、この限りでない。